

共済適用表示

加算額・加給年金額対象者不該当届

様式第205号

54	基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。												
受給権者	① 個人番号(または基礎年金番号)および年金コード	個人番号(または基礎年金番号)										年金コード	
	年金証書記号番号(国共)	A	—										—
	② 生年月日	大正・昭和・平成							年		月		日
	③ 氏名	(フリガナ) (氏)						(名)					
	④ 住所	〒 — (連絡先) — —											

不該当者	⑤ 不該当となった日	昭和・平成・令和							年		月		日		
	⑥ 不該当となった事由	区分	理由												
		54-01	ア. 死亡した												
		54-02	01	イ. 離婚した											
			02	ウ. 離縁した											
			03	エ. 18歳到達日以後の最初の3月31日を迎えた子どもの障害状態が回復した											
	04		オ. 受給権者によって生計が維持されなくなった												
	05		カ. 児童扶養手当を受給するようになった(注1)												
06	キ. 子供が婚姻した(注2)														
07	ク. 子どもが受給権者の配偶者以外の者の養子となった(注2)														
	54-08	ケ. 遺族たる年金給付の受給権者である配偶者と子どもが生計を同じくしなくなった													
⑦ 不該当者の氏名															
⑧ 不該当者の個人番号															
⑨ 不該当者の生年月日	大正・昭和・平成・令和							年		月		日			
⑩ 受給権者との続柄	配偶者・子ども		障害※												

令和 年 月 日 提出

実施機関
受付年月日

記入上の注意

1. ②欄、⑤欄および⑨欄の元号は、該当する文字を○で囲んでください。
2. ⑤欄には、⑥欄のアからケのいずれかに該当した年月日をご記入ください。
3. ⑥欄は、該当するところの文字(アからケ)を○で囲んでください。
4. ⑩欄は、該当する文字(配偶者・子ども)を○で囲んでください。

(注1) 平成23年4月1日から平成26年11月分までの期間に限る

(注2) 遺族基礎年金の加算額の対象である子どもの場合は事実上の関係を含む

◎個人番号を記入する場合は、本人確認のための書類(マイナンバーカード両面の写し等)の提出が必要となります。
なお、加算額・加給年金額不該当対象者のマイナンバー確認書類および身元(実存)確認書類の添付は不要です。
詳しくはKKR年金相談ダイヤルまたは当会ホームページにてご確認ください。

◎この届書の提出先は、国家公務員共済組合連合会(〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎)です。
ご不明な点は、KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556 (ナビダイヤル)
※0570におかけになれない場合 03-3265-8155 (一般電話)へお問い合わせください。

(個人情報の利用目的について)

国家公務員共済組合連合会における個人情報保護法第17条第1項に規定する保有個人情報の利用目的は、次のとおりです。

1. 長期給付の決定および支払
2. 長期給付に関する情報提供
3. 宿泊事業および医療事業等の福祉事業に関する情報提供